

「チェーンソーや草刈り機などの騒音について」とのご意見について回答いたします。

令和2年6月12日 掲示

日常生活を営む上でのチェーンソーや草刈り機の騒音については、騒音規制法等の規制が適用されるものではないため、行政による指導ができませんので当事者同士での話し合いによる解決を図っていただきますようお願いいたします。話し合いによる解決が難しい場合には、無料法律相談の利用をご検討ください。

また、車両のマフラー音等の騒音につきましては、整備不良や不正改造等が疑われ、道路交通法及び道路運送車両法違反の可能性もあるため、警察や最寄りの交番にご相談いただきますようお願いいたします。

【回答者：市民生活部 生活環境課 環境保全係 TEL：0287（23）8775】

令和2年6月12日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL：0287（23）8700